



山形県公報

平成29年8月15日（火）
第2869号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…843
- 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…844
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………845
- 資金管理団体の指定の取消し……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同

## 告 示

### 山形県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人社団愛陽会      | 愛陽会指定居宅介護支援事業所<br>東田川郡三川町大字横山字堤39番 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成29. 7. 25 |

### 山形県告示第578号

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林施業支援事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条の表森林環境保全直接支援事業の項事業主体の欄中「、森林施業計画の認定を受けた者（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林施業計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）を削り、同表共生環境整備事業の項事業主体の欄中「、森林経営計画の認定を受けた者及び森林施業計画の認定を受けた者」を「及び森林経営計画の認定を受けた者」に改め、「、森林施業計画の認定を受けた者」を削る。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年 8 月 15 日から同月 29 日まで縦覧に供する。

平成29年 8 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                       |
|------------------------------------|------|----------------------------------------|---------------------------|
| 長井市河井字若宮前1597番から<br>同 泉字岡八二693番3まで | 旧    | 220.0 <small>メートル</small><br>}<br>29.0 | 1,340 <small>メートル</small> |
| 同 上                                | 新    | 109.0 <small>メートル</small><br>}<br>11.5 | 同 上                       |

## 山形県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市全域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年 5 月 1 日から平成30年 3 月 23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（写真地図作成）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年 8 月 15 日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 政党の支部

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容             |                  | 異動年月日          |
|-------------|--------|------------|-----------------|------------------|----------------|
|             |        |            | 新               | 旧                |                |
| 自由民主党真室川町支部 | 五十嵐久芳  | 主たる事務所の所在地 | 最上郡真室川町大字木ノ下637 | 最上郡真室川町大字及位430-2 | 平成<br>29. 5. 9 |
|             |        | 代表者の氏名     | 五十嵐 久 芳         | 佐 藤 忠 吉          |                |
|             |        | 会計責任者の氏名   | 大 友 又 治         | 五十嵐 久 芳          |                |

## 山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年8月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|---------|---------|-------------|
| 工藤亮輔後援会 | 工 藤 隆 義 | 平成29. 4. 30 |
| 亮洋会     | 工 藤 亮 輔 | 平成29. 4. 30 |

## 山形県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成29年8月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日       |
|------------------|-----------|-------------|
| 工 藤 亮 輔          | 亮洋会       | 平成29. 4. 30 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人プチュナイテッドアスリートクラブ

## (2) 代表者の氏名

荒木 のぞみ

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市西田三丁目10番19号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、フットサル及びスポーツ活動のため、指導・育成、指導者の養成、施設の設置・管理及び運営、スポーツ・文化に関する事業を行い、フットサルを中心とした、生涯スポーツ・生涯学習の実現、総合型地域スポーツクラブの発展と地域コミュニティの確立及び活性化に寄与すること、子どもの健全育成の精神に基づき、子どもの生活環境の維持の援助及び生活困窮者の子どもに対する各種援助をすることにより、社会教育の推進を図ることを目的とする。